

東日本大震災復興特別委員会質問要旨

1 東日本大震災の東北3県（岩手県・宮城県・福島県）とそれ以外の被災県（青森県・千葉県・茨城県）との復興状況の違いや対応の違いはあるか、あるとすればどんな違いがあるか？特に茨城県と東北三県との違いについて。予算、事業やイベント、広報活動の面などで。
(復興担当大臣)

2 災害時の医療機関への支援について

(医療施設等災害復旧費補助金の対象)

自然災害により被災し復旧が必要な医療機関に対しては、厚生労働省から「医療施設等災害復旧費補助金」が支給される。

しかし、その対象は、公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等、一定の要件に該当する医療施設に限定されている。

この要件の基準は何か。また、公的医療機関に、自治体が設置する病院だけでなく、日本赤十字社、済生会等の病院が含まれている理由は何か。

(準公的医療機関への医療施設等災害復旧費補助金の支給)

平成27年関東・東北豪雨災害で被災した「きぬ医師会病院」は、政策医療を実施している民間医療機関に該当するとして補助金が支給された。

きぬ医師会病院は常総市、つくばみらい市、板東市という三市で構成する医師会が運営する常総市内最大規模の病院で、準公的医療機関とも言える存在である。

補助金の基準額を見ると、公的医療機関の場合は上限額がないが、政策医療を実施している医療機関については上限額が定められている。医師会病院のような準公的医療機関の場合、民間医療病院とは異なる取扱いを検討する必要があるのではないかと。

(厚生労働政務三役)

3 河川の無堤防地域対策について

平成27年9月の関東東北豪雨による鬼怒川の氾濫で明らかになったが、茨城県においては、国が管理する河川（利根川（鬼怒川含む）・那珂川・久慈川）において、無堤防区間及び必要な幅や高さの不足している河川が多く存在している。

東日本大震災においては、津波が河川を遡上して被害をもたらした地域があることも鑑みると、水害対策だけでなく、津波対策の一環としても、堤防の早急な整備は必要と考える。

茨城県に限らず、このような無堤防区間あるいは必要な幅や高さの不足している河川に対する今後の対応について伺いたい。

(国交政務三役)

4 津波や水害からの逃げ遅れゼロ実現に向けた取組について

東日本大震災や、平成 27 年 9 月の関東東北豪雨においては、関係者間における日頃の連携不足が、津波や水害からの住民の逃げ遅れの一因となったと考えられる。

今国会において改正が予定されている水防法等の一部を改正する法律案や、津波防災地域づくり法においては、関係者間における連携を確保するための協議会を設置する制度があると聞く。このような制度は有用であると思うが、これらを始めとする逃げ遅れゼロ対策について、今後の対応を伺いたい。

(国交政務三役)